

## 職員団体の登録に関する規則

平成27年4月1日公平委員会規則第7号

最終改正：令和5年7月21日

第1条 職員団体の登録に関する条例（平成27年条例第26号。以下「条例」という。）第2条第1項の申請書又は第4条第2項の届出書は、それぞれ様式第1号又は様式第2号によるものとする。

第2条 条例第2条第2項第2号及び第4条第3項の「証明する書類」は、議長の証明に係る会議の議事録又は選挙管理機関の長の証明に係る投票録及び開票録の類をいう。

第3条 条例第2条第2項第3号の「証明する書類」は、職員団体の代表者（法人に係る場合においては、理事とする。）の作成に係る証明書をいい、様式第3号によってこれを提出するものとする。

第4条 条例第3条の規定により登録をしない旨を通知する場合においては、その書面に登録をしない理由を記載するものとする。

第5条 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）第3条第1項の規定により職員団体が法人となる旨の申し出をしようとするときは、様式第4号による法人申出書を提出するものとする。

2 登録を申請する職員団体が、登録後直ちに法人となろうとするときは、条例第2条に規定する申請書に添えて前項の申出書を提出することができる。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日公平委員会規則第1号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和5年7月21日公平委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号の 1

職員団体登録申請書

年 月 日

大阪広域環境施設組合公平委員会御中

団 体 名

代表者氏名

職員団体の登録に関する条例及び大阪広域環境施設組合公平委員会規則の規定により、別紙を添え、次のとおり登録を申請します。

記

団体名

すべての事務所の所在地(別紙)

主たる事務所の所在地

理事その他の役員の氏名、住所及び職名(職員以外の者にあつてはその職業)(別紙)

連合体を構成する団体名

注意 連合体を結成する団体名は、別紙とすることができる。

様式第1号の2

すべての事務所の所在地	
事務所名	事務所の所在地

様式第 1 号の 3

理事その他の役員名簿					
団体における役名	所属部課名	職名	氏名	住所	備考

注意 職員以外の者にあつては、職名欄には職業を記入すること。

様式第 2 号

職員団体登録事項等変更(解散)届出書

年 月 日

大阪広域環境施設組合公平委員会御中

団 体 名

代表者氏名

職員団体の登録に関する条例及び大阪広域環境施設組合公平委員会規則の規定により、別紙を添え、次のとおり登録事項等の変更(解散)を届け出ます。

記

団 体 名

登録番号

届出事項

注意 届出事項の詳細は、別紙とすることができる。

様式第 3 号

証 明 書

当職員団体は、地方公務員法第53条第4項の規定に適合するものであることを証明します。

年 月 日

大阪広域環境施設組合公平委員会御中

団 体 名

代表者氏名

様式第 4 号

法 人 申 出 書

年 月 日

大阪広域環境施設組合公平委員会御中

団 体 名

代表者氏名

当職員団体は、法人としたいので職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第 3 条第 1 項の規定により申し出ます。